

## 利用料金表（1人1か月）

（令和元年10月現在）

対象収入による階層区分					
		事務費	生活費	管理費	計
1	1,500,000 円以下	10,000	46,943	42,000	98,943
2	1,500,001 円 ～ 1,600,000 円	13,000	46,943	42,000	101,943
3	1,600,001 円 ～ 1,700,000 円	16,000	46,943	42,000	104,943
4	1,700,001 円 ～ 1,800,000 円	19,000	46,943	42,000	107,943
5	1,800,001 円 ～ 1,900,000 円	22,000	46,943	42,000	110,943
6	1,900,001 円 ～ 2,000,000 円	25,000	46,943	42,000	113,943
7	2,000,001 円 ～ 2,100,000 円	30,000	46,943	42,000	118,943
8	2,100,001 円 ～ 2,200,000 円	35,000	46,943	42,000	123,943
9	2,200,001 円 ～ 2,300,000 円	40,000	46,943	42,000	128,943
10	2,300,001 円 ～ 2,400,000 円	45,000	46,943	42,000	133,943
11	2,400,001 円 ～ 2,500,000 円	50,000	46,943	42,000	138,943
12	2,500,001 円 ～ 2,600,000 円	57,000	46,943	42,000	145,943
13	2,600,001 円以上	61,400	46,943	42,000	150,343

注1 11月から3月までは、生活費に冬期加算額として月額2,712円が加算されます。

注2 この料金表は毎年度改定されます。

注3 この表における「対象収入」とは、前年収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く）から、租税・社会保険料・医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。

注4 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合計し、合算額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれの事務費徴収額については、上記表の額から30%減額した額を本人からの事務費徴収額とします。この場合100円未満は切捨てとします。

注5 三親等内の親族とともに入居する場合で特に必要と認められる者については、（注4）を準用し各徴収額を算定することができるものとする。

注6 配偶者又は三親等内の親族（以下「配偶者等」という。）とともに入居する者が配偶者等の退所などにより、2人部屋を単身で利用する場合で、個室に空きがないなど、やむを得ない事情があると認められるときは、個室の徴収額を適用することができる。

注7 個室電気使用料表

基本料金はかかりませんが、入所の用に供する居室の電気利用料金は、市長が別に定めています。